令和6年第2回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会報告資料

福祉子どもみらい局

		ページ
1	共生社会の実現に向けた取組について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	当事者目線の障がい福祉の理解促進について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	神奈川県子ども・子育て支援推進条例の改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4	「神奈川県社会的養育推進計画」の改定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
5	「一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定について・・・・・・・・・	14
6	大和綾瀬地域児童相談所移転工事の遅延について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
7	「かながわ障害者等用駐車区画利用証制度」(パーキング・パーミット制度)の導入	
	について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
8	県立障害者支援施設等における虐待事案への対応状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
9	県立中井やまゆり園における利用者支援等の改善について	23
10	今後の県立障害者支援施設のあり方について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
11	株式会社恵が運営するグループホームの指定取消に係る連座制の適用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37

1 共生社会の実現に向けた取組について

共生社会の実現に向けた令和6年度の取組について報告する。

(1) 取組の方向性

令和5年度の県民ニーズ調査における「ともに生きる社会かながわ憲章」の認知度は、39.5%だった。

今後は、さらに多くの県民に憲章を知っていただけるよう、広報活動を継続するとともに、共生社会の実現に向けて、県民の意識や行動の変容を促す取組を拡充する。

(2) 具体的な取組内容

ア 津久井やまゆり園事件追悼式

事件によりお亡くなりになった方々を追悼するため、津久井やまゆり園体育館での式典及び鎮魂のモニュメントでの献花を行う。

日時:令和6年7月26日(金)(式典・献花) 10時30分~11時40分 (献花のみ) 9時00分~17時00分

場所:津久井やまゆり園(相模原市緑区千木良476)

イ 憲章の普及

- ・ 県のたより、市町村広報誌、タウン誌、ポスターの駅貼り等、さまざまな媒体を活用した広報(ともに生きる社会かながわ推進週間: 7/22~28)
- ・ 企業、大学、団体、スポーツチーム等と連携したイベント等での 憲章のPR活動や、小・中・高等学校・大学等での出前講座の実施
- ・ 全県立高等学校での憲章ポスターパネルの設置や「いのちの授業」 を通じた憲章の理念の理解促進
- ・ 憲章や「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例~ともに生きる 社会を目指して~」のほか共生社会に関する情報をまとめた「とも いきリーフレット」のポスティング

ウ 障がい者の社会参加機会の拡充

- ・ 「ともいきアート」公募展の実施(11月/赤レンガ倉庫)
- ・ 当事者を対象としたメタバース・コンテンツの制作方法等を学ぶ 講習会や生きづらさの改善に向けたメタバース上のワークショップ の実施

- ・ 分身ロボット Orihime を活用した県職員(会計年度任用職員)の 雇用
- ・ 農福連携を進めるための就農体験会(お試しノウフク)の実施

エ 地域での理解やつながりを増やす取組

- ・ 鎌倉でのインクルーシブビーチクリーンや県立公園等でのインクルーシブ移動遊園地の実施(秋~冬頃)
- ・ 「ともいきボランティア」による地域イベント等での憲章の普及 活動
- ・ 令和6年度から「ともいき寄附」の募集を開始

(3) スケジュール

通年	Orihimeを活用した県職員の雇	相模原市福祉ショップに設
一 世 十	用	置
	就農体験会(お試しノウフク)	藤沢・平塚・厚木・大和など
	各種地域イベントでの憲章PR	全県(24回以上を予定)
	活動	
令和6年7月	ともに生きる社会かながわ推進	
	週間(22~28日)	
	津久井やまゆり園事件追悼式	津久井やまゆり園
	(26日)	
9月	メタバース上の居場所づくり	<オンライン>
9万	(~10月)	
	ともいきメタバース講習会(~	(※開催地は調整中)
	11月)	
10月	インクルーシブビーチクリーン	鎌倉・由比ガ浜海岸
	インクルーシブ移動遊園地①	県立公園(※調整中)
11月	(仮称)ともいきアート公募展	赤レンガ倉庫
11月	(15~24日)	
	インクルーシブ移動遊園地②	県立公園(※調整中)
12月	共生社会実現に向けた学生の取	県庁(大会議場)
12万	組発表	
	いのちの授業大賞 表彰式	県庁(大会議場)
	インクルーシブ移動遊園地③	県立公園(※調整中)
令和7年1月	ともいきメタバースワールド	<オンライン>

2 当事者目線の障がい福祉の理解促進について

令和5年4月1日に施行した「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例~ともに生きる社会を目指して~」(以下「条例」という。)に基づく当事者目線の障がい福祉の理解促進に係る令和6年度の取組について報告する。

(1) 障がい者の意思決定支援の推進

意思決定支援は、条例において、その推進を県の責務と位置付けており、障がい者が自ら望む暮らしが実現できるよう取り組む支援である。

県では、まずは障害者支援施設における意思決定支援を推進していくため、国の意思決定支援ガイドライン(以下「国ガイドライン」という。)を補完する「神奈川県版ガイドライン」(以下「県版ガイドライン」という。)を活用し、県内障害者支援施設88か所を対象に次の取組を行う。

ア 県版ガイドラインの普及

・ 県職員が障害者支援施設を訪問し、意思決定支援の実践に必要な 具体的手法を示した「県版ガイドライン」を活用して、意思決定支 援の意義を説明し、取組を促進する。

イ 専門アドバイザーによる助言等

- ・ 意思決定支援の具体的な実践に向けて助言等をする「意思決定支援専門アドバイザー」について、施設への派遣を拡充する。
- ・ 令和6年度から派遣する施設に対して、取組の経費の一部を補助する。

ウ 障害福祉サービス事業者等への研修

・ 「国ガイドライン」及び「県版ガイドライン」に基づいて、基礎 的な知識や具体的な手法を学ぶ障害福祉サービス等の従事者向け研 修を年10回(定員480人)実施する。

エ 実践報告会の開催

・ 障害者支援施設を対象に、新たに意思決定支援に取り組む施設の 好事例を共有するとともに、支援者の横のつながりを作ることを目 的に「実践報告会」を年3回対面及びリモートのハイブリッドで開 催する。

(2) 条例の普及啓発に係る主な取組

障がい当事者や関係団体、市町村等と連携して、次の取組を行う。

ア 県民に対する取組

- ・ 「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及啓発と併せ、イベント 等で条例を周知するリーフレットの配布等を行う。
- ・ 当事者目線の障がい福祉の理解を深めるため、関係団体と連携し、 フォーラムイベントを開催する。

イ 若年層に対する取組

- ・ 小・中学校、高等学校の児童、生徒及び教員を対象に障がい当事者を講師とした出前講座を年間20校程度で実施する。
- ・ 県内の大学と連携し、当事者目線の障がい福祉に関する授業を実施する。

ウ 障がい当事者団体に対する取組

・ 障がい当事者団体が主体的に行う勉強会やネットワークづくり等 の取組を支援する。

エ 障害福祉サービス提供事業者等に対する取組

・ 意思決定支援の普及、定着と併せ、当事者目線の障がい福祉の理 解促進を図る。

オ 県職員に対する取組

- ・ 県職員一人ひとりが「当事者目線」を深く理解するため、新任管 理職研修や新採用職員研修、福祉職専門研修等の階層別・職種別研 修の中で啓発する。
- ・ 津久井やまゆり園の鎮魂のモニュメント等を活用した実地研修を 福祉職新採用職員等に実施する。
- ・ 各所属の「当事者目線の障がい福祉施策推進主任者」を対象に研 修を実施する。

3 神奈川県子ども・子育て支援推進条例の改正について

平成19年10月に制定した「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」(以下「支援条例」という。)について、こどもの目線に立った施策を推進するため改正することとし、今般、改正素案(たたき台)を作成したので報告する。

(1) 経緯

令和5年4月1日に「こども基本法」が施行され、子どもの目線に立った施策の推進等について、新たに支援条例に位置付ける必要がある旨を、令和5年9月に第3回県議会定例会厚生常任委員会で報告した。

同年12月22日に国の子ども施策に関する基本的な方針を定める「こども大綱」が策定されたことを踏まえ、支援条例の改正骨子案を、令和6年2月に第1回県議会定例会厚生常任委員会で報告した。

(2) 改正素案(たたき台)のポイント

ア 目的

こども一人一人が自分らしく、幸せに暮らすことができ、未来を担 う人材として社会全体で育むことができる社会を実現し、もって誰も が自分らしく幸せに暮らせる社会をつくることを目的とする。

イ 定義

支援条例における「こども」とは、心身の発達の過程にあり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者をいう。

ウ 基本理念等

(7) 基本理念

こどもに関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として推進する。

- ・ こども基本法等を踏まえ、こどもの権利を尊重し、擁護すると ともに、意見を表明する機会や社会参画の機会が確保され、施策 に適切に反映されること。
- ・ 子育てしやすい社会環境を整備し、子育ての負担軽減や不安解 消を図ること。
- ・ 社会全体が子育てに関わる当事者として主体的に連携し協力すること。

(イ) 県の責務

- ・ 市町村、県民、事業者及びこども・子育て支援機関等と連携し、 こどもに関する施策を策定し、これを総合的、計画的かつ広域的 に実施する。
- ・ 市町村が行うこども施策に関し、必要な支援と広域的な調整を 行うよう努める。
- ・ 県民、事業者、支援機関等の取組を推進するため、情報提供等 の支援を行うよう努める。

エー基本的施策

(ア) こどもの権利擁護に係る施策の推進

いじめ、虐待等のこどもの人権侵害に対する措置、児童虐待の防止、社会的養護及び自立支援の充実、いじめの防止等について規定する。

- (イ) こども・子育てに係る施策の推進
 - ・ こどもの健やかな育ちのための施策 こどもが安全で安心して過ごせる居場所づくり、不登校、ひ きこもり、貧困の状況にあるこども、ヤングケアラー、孤独・ 孤立の状態にあるこども、障害児・医療的ケア児等への支援等 に関して必要な施策の推進について規定する。
 - ・ 子育てしやすい社会環境づくり 子育ての負担の軽減を図るための施策や、家庭生活における 子育てと職業活動等との両立支援について規定する。

(3) 改正素案 (たたき台)

別紙のとおり

(4) 今後のスケジュール

令和6年6月~ 当事者、市町村、関係団体等との意見交換

7月 改正支援条例素案 (たたき台) に対するパブリック・コメントの実施

9月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に改正支援条例 素案を報告

12月 第3回県議会定例会に支援条例改正議案を提出

令和7年4月 改正支援条例施行

「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」改正素案(たたき台)

第1章 総則

第1節 通則

1 目的

この条例は、こどもの目線に立った施策の推進について、基本理念を定め、及び県、県民、事業者等の責務を明らかにするとともに、こどもに関する施策の基本となる事項を定めることにより、こども一人一人が自分らしく、幸せに暮らすことができ、未来を担う人材として社会全体で育むことができる社会を実現し、もって誰もが自分らしく幸せに暮らすことができる社会をつくることを目的とする。

2 定義

- (1) こども 心身の発達の過程にあり、おとなとして円滑な社会生活を送ること ができるようになるまでの成長の過程にある者をいう。
- (2) こども・子育て支援機関等 こども・子育て支援を行う児童福祉施設、教育機関その他のこども・子育ての専門的な知見を有する関係機関及び民間の団体をいう。

第2節 基本理念等

3 基本理念

こどもに関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 全てのこどもは、国籍、性別、障害の程度などによるあらゆる差別を受けず、 生命、生存及び発達に対する権利や意見を尊重されるとともに、権利の主体と して尊重され、最善の利益を優先して考慮されること。また、全てのこどもは、 社会の一員として意見を表明する機会及び社会参画の機会を確保され、その意 見が施策に適切に反映されること。
- (2) 父母その他の保護者が子育ての責任を果たせるよう、子育てしやすい社会環境を整備し、子育ての負担軽減や不安解消を図ること。
- (3) 社会全体が子育てに関わる当事者として主体的に連携し、及び協力すること。

4 県の責務

- ・ 市町村、県民、事業者及びこども・子育て支援機関等と連携し、こどもに関する施策を策定し、これを総合的、計画的かつ広域的に実施する。
- ・ 市町村が行うこども施策に関し、必要な支援と広域的な調整を行うよう努める。
- ・ 県民、事業者、支援機関等の取組を推進するため、情報提供等の支援を行う よう努める。

5 情報の提供及び意見の聴取

県が実施するこども施策に関する理解促進のための情報の普及啓発、意見募集 に努める。

6 市町村との連携

こども施策の策定及び実施に当たっての市町村との連携・協力、市町村への情報の提供、助言その他の必要な支援を行う。

7 こども・子育て支援機関等の責務

関係機関等の相互の連携を図り支援を推進するとともに、県のこども施策へ協力するよう努める。

8 事業者の責務

雇用する労働者の充実した職業生活及び豊かな家庭生活のための環境の整備に 努める。

9 県民の責務

こども施策に関する関心と理解を深め、県のこども施策に協力するよう努める。

第2章 基本的施策

第1節 施策の基本的な考え方

10 理念の普及啓発

条例の趣旨及び内容について関心と理解を深めるための普及啓発を行うものと する。

11 かながわこども・子育て支援月間

こども施策推進のための強化月間を設ける。

12 こどもの意見表明の機会の確保

こどもの社会参画の機会確保やこどもの意見の施策への反映及びその結果の伝達に必要な措置を講ずるものとする。

13 こどもに関する基本計画

こども施策を総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定しなければならない。

14 財政上の措置

こども施策実施のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

15 年次報告書の作成及び公表

こども施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、公表するものとする。

第2節 こどもの権利擁護

16 こどもの人権侵害に対する措置

こどもの人権侵害に関する相談体制の整備、助言、指導及び調査その他必要な 措置を講ずるものとする。

17 児童虐待の防止等の推進

虐待の未然防止及び早期発見のために必要な施策を講ずるとともに、虐待を受けたこども・保護者に対して必要な指導及び支援を行うほか、市町村等が実施するこどもの生活に関わる環境の整備に協力するものとする。

18 社会的養護及び自立支援の充実

社会的養護を必要とするこどもの福祉の充実と自立支援のための措置を講ずるとともに、社会的養護を経験した者の円滑な社会的自立のための支援等を行うも

のとする。

19 いじめの防止

学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするための必要な措置を講 ずるものとする。

20 要保護児童対策地域協議会への支援

市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の円滑な運営のための必要な支援を行うものとする。

第3節 こども・子育て

21 こどもの居場所づくり

こどもが安全で安心して過ごせる居場所づくりに必要な環境の整備を図るものとする。

22 不登校のこどもへの支援

不登校のこどもの多様な学びの場の確保に必要な措置を講ずるものとする。

23 ひきこもり当事者とその家族への支援

ひきこもり状態にあるこどもが地域社会から孤立せずに安心して社会生活を営むことができるために必要な支援を行うものとする。

24 こどもの自立に向けた支援

こどもが将来、社会的に自立した生活を営むことができるよう、就労や社会参加に必要な能力・技術の習得、機会の提供等につながる支援を行うものとする。

25 貧困の状況にあるこども等に対する支援

貧困の状況にあるこどもに対する教育を受ける機会の保障、生活の安定に資するための援助その他の必要な措置を講ずるものとする。

26 ヤングケアラー支援

適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように支援を行うものとする。

27 孤独・孤立の状態にあるこどもへの支援

こどもが地域社会とつながり必要な支援を受けられるよう、多様な主体が参画する官民連携を推進するとともに、孤独・孤立対策への社会全体の関心を高めるための必要な施策を行うものとする。

28 障害児・医療的ケア児等への支援

医療的ケア児や心身の機能の障害があるこどもが健やかに成長し、家族も含め 地域で安心して暮らせるよう、関係機関の緊密な連携を図り、適切に在宅生活支 援、社会生活支援等が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

29 母子に係る保健及び医療に係る取組に対する支援

市町村が行う妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導等の取組が効果的に実施されるよう支援するものとする。

30 子育て家庭に対する支援

子育ての負担軽減を図るために必要な知識及び情報の提供、専門的な相談の実施など必要な支援を行うものとする。

31 家庭生活における子育てと他の活動の両立支援

こどもを生み育てる家庭生活と職業生活その他の社会生活等との調和を図るために必要な措置を講ずるものとする。

第4節 推進体制

32 推進体制の整備

こども施策の総合的、計画的、かつ広域的な推進を図るための体制を整備するよう努めるものとする。

33 人材の確保、育成等

こども・子育て支援機関等における人材の確保、育成及び技術の向上を図るための情報提供、研修その他の必要な措置を講ずるものとする。

34 調査研究

こども施策の推進に必要な事項の調査研究を行うものとする。

35 顕彰

こども施策の推進に寄与したものの顕彰に努めるものとする。

36 子育て支援に取り組む事業者の認証

優れた子育て支援に取り組む事業者である旨の認証を行うことができる。

第3章 雑則

37 委任

条例の施行に必要な事項は知事が別に定める。

4 「神奈川県社会的養育推進計画」の改定について

令和2年3月に策定した「神奈川県社会的養育推進計画」について、令和6年度末までに改定する必要があることから、改定の概要等について報告する。

(1) 改定の概要

ア 改定の趣旨

県では、「子どもの権利保障」「家庭養育優先原則」を念頭に、家庭への養育支援から代替養育・自立支援まで社会的養育の充実を図るため、令和2年3月に「神奈川県社会的養育推進計画」を策定した。

計画は、令和2年度~11年度までの10年間で、前期末(令和6年度) に進捗状況を検証し、後期(令和7年度~11年度)の計画を見直すこ ととしている。

また、この計画について、国からも、改正児童福祉法の内容等を踏まえた見直しを行い、令和6年度末までに改定するよう通知があったことから、改定を行う。

イ 計画の位置付け

県の総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完する、特定課題に対応した個別計画であり、「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」(令和6年3月12日付けこども家庭庁支援局長通知)を踏まえて策定する。

ウ 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

工 対象区域

県所管域(政令指定都市及び児童相談所設置市を除く。)とする。 なお、計画の内容については、県内政令指定都市及び児童相談所設 置市と連携・調整して策定する。

オ 改定の方向性

国の「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」を踏まえ、次の項目を盛り込む。

(ア) 県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

- (イ) 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・意見表明等支援等)
- (ウ) 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組
- (エ) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
- (オ) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
- (カ) 一時保護改革に向けた取組
- (キ) 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組
- (ク) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
- (ケ) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換 に向けた取組
- (コ) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- (サ) 児童相談所の強化等に向けた取組
- (シ) 障害児入所施設における支援

(2) 今後のスケジュール

- 令和6年7月 児童福祉審議会(施設里親部会・権利擁護部会合同開催)での審議
 - 9月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画骨子 案を報告
 - 10月 児童福祉審議会(施設里親部会・権利擁護部会合同 開催)での審議
 - 12月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画素案 を報告

改定計画素案に対するパブリック・コメントの実施

- 令和7年2月 児童福祉審議会(施設里親部会・権利擁護部会合同開催)での審議 第1回県議会定例会原生党任委員会に改定計画案を報
 - 第1回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告
 - 3月 児童福祉審議会において改定計画案を報告 計画の改定

(参考:現行計画の概要)

目的

子どもたちが安心して健やかに成長し、生き生きと暮らすことができる神奈川の実現

• 計画期間

令和2年度から令和11年度までの10年間

・ 主な内容

子どもの権利擁護の推進、子どもと家庭を地域で支援する取組の推進、 家庭と同様の環境における養育の推進、代替養育を経験した子どもの自 立支援の推進の4つの柱に基づく取組を定めている。

5 「一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定について

令和7年4月に制定する予定である「一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の概要について報告する。

(1) 制定の趣旨

これまで一時保護施設の運営に関しては、国が定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」が準用されてきたところであるが、一時保護施設における子どもの状況は様々であり、一律の対応ではなく個々の事情・熊様に応じた個別ケアが求められている。

このため、令和4年6月に児童福祉法が改正され、子どもの権利擁護や個別的なケアを推進するため、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市は、一時保護施設の設備及び運営について、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保する基準を条例で定めることとされたことから、本県において新たに条例を制定するものである。

(2) これまでの経過

令和4年6月 改正児童福祉法成立

令和5年5月 国こども家庭審議会児童虐待防止対策部会において、

~12月 一時保護施設の設備・運営基準等の検討(こども家庭 庁主催)

令和6年3月 国の「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」の 公布

4月 改正児童福祉法施行

※ 附則第6条において、内閣府令の施行日から起算 して一年を超えない期間内は、内閣府令で定める基 準をもって、当該都道府県の条例で定められた基準 とみなす経過措置規定が設けられている。

(3) 条例の基本的な考え方

改正児童福祉法の規定に基づき、以下の事項については、内閣府令で 定める基準に従い、それ以外の規定については、内閣府令で定める基準 を参酌する。

• 配置する職員及び職員数

- ・ 居室の床面積その他児童の適切な処遇の確保に密接に関連する設備
- ・ 児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連する運営に関する事項

併せて、国の「一時保護ガイドライン」を踏まえ、本県の一時保護施設の実態に沿った内容となるよう検討する。

(4) 今後のスケジュール

令和6年12月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に条例素案を報告 令和7年2月 第1回県議会定例会に条例議案を提出

4月 条例の施行

6 大和綾瀬地域児童相談所移転工事の遅延について

大和綾瀬地域児童相談所については、令和3年4月に、緊急対応として中央 児童相談所(所在地・藤沢市)と同一の建物内に設置し、現在、所管区域内で ある綾瀬市内(旧綾瀬市保健医療センター)への移転工事を進めているが、エ レベータ工事(電気工事の一部)の遅延に伴い、予定していた令和7年1月末 の工事完了が見込めなくなったため、報告する。

(1) これまでの経緯

令和4年12月~令和5年9月 実施設計

令和6年1月~2月 工事の契約締結

2月~ 工事着手

※当初の予定

令和7年1月末 工事完了

2月~3月 初度調弁・引越し

4月 開所

<契約状況>

契約件名	契約日	工期	契約金額 (円)
大和綾瀬地域児童相談所移転	R6. 2. 1	R6. 2. 1 ∼	217, 817, 160
工事 (建築)	KO. 2. 1	R7. 1. 31	217, 617, 100
大和綾瀬地域児童相談所移転	R6. 2. 1	R6. 2. 1 ∼	133, 265, 187
工事(電気)	NO. 2. 1	R7. 1. 31	133, 205, 167
大和綾瀬地域児童相談所移転	R6. 1. 31	R6. 1. 31∼	137, 506, 545
工事 (空調)	NO. 1. 31	R7. 1. 31	137, 500, 545
大和綾瀬地域児童相談所移転	R6. 2. 14	R6. 2. 14∼	26, 114, 000
工事 (監理)	NO. 2. 14	工事完了日	20, 114, 000
合 計			514, 702, 892

(2) 工事の進捗状況

受注者からは、全国的にエレベータ工事が急増する中、現状、エレベータ製造業者を確保できていないとの報告を受けている。

受注者において、引き続き、対応可能なエレベータ製造業者の確保に 取り組んでいるが、工事完了時期は、現時点で、早くても令和7年8月 以降となる見込みである。

(3) 今後の対応

引き続き、早期の工事完了に向けて調整を進め、工事完了時期及び移転時期が決まり次第、県議会定例会厚生常任委員会へ報告を行う(令和6年第3回定例会(前半)を想定)。

7 「かながわ障害者等用駐車区画利用証制度」(パーキング・パーミット 制度)の導入について

県では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「バリアフリー法」という。)の改正などにより車椅子使用者用駐車区画等の適正利用の一層の推進が求められていることから、利用証を交付して駐車区画の適正利用を図る「パーキング・パーミット制度」を導入することとしたので、概要について報告する。

(1) パーキング・パーミット制度とは

公共施設や商業施設などに設置されている車椅子使用者用駐車区画等の利用対象者として、障がい者、介護が必要な高齢者、妊産婦、けが人など、移動に配慮が必要な人に対し、あらかじめ利用証を交付し、車両に掲示することで、駐車区画の適正利用を推進する制度。

(2) 導入の経緯

- ・ 令和2年のバリアフリー法の改正や、令和5年3月に策定された国ガイドラインにおいて、地方公共団体や施設設置管理者等には、車椅子使用者用駐車区画等の適正利用の推進などが一層求められるようになった。
- ・ 全国では、令和6年3月時点で、42府県においてパーキング・パー ミット制度が導入されており、不適正利用の抑止効果等が報告されて いる。
- ・ 県内の障がい当事者団体や、駐車場を有する施設管理者等からは、 県で制度を導入していないことによる不都合があるとの認識が多く示 されている。
- ・ 駐車区画の数に限りがある都市部においては、譲り合いの気持ちが何より重要であることから、1都3県共同の「駐車場利用適正化キャンペーン」など広報・啓発活動に取り組んできたが、制度の効果や、当事者等からの声を踏まえ、県では制度の導入を検討することとした。
- 制度の導入に向け、市町村への説明会を行い、協力を求めてきた。

(3) 制度の概要

ア 制度名称

かながわ障害者等用駐車区画利用証制度

イ 対象区画

不特定かつ多数の者が利用する駐車場のうち、次の区画

- 車椅子使用者用駐車区画
- 優先駐車区画

ウ 利用対象者及び利用証の種類

種類	無期限の利用証	有期限の利用証
対象者	身体障害者、知的障害者、	一時的に配慮が必要な方
	精神障害者、難病患者、高	(妊産婦、けが人等)
	齢者	
有効期限	なし	あり
	(対象者として基準に該当	
	しなくなるまで)	

エ 実施主体

県及び制度実施市町村の共同実施

オ 各主体の役割

主体	役割
県	利用証の交付、車椅子使用者用駐車区画及び優
	先駐車区画の設置促進、普及啓発
制度実施市町村	利用証の交付、普及啓発
施設管理者※	車椅子使用者用駐車区画及び優先駐車区画の設
	置、標識の設置、普及啓発

[※] 不特定かつ多数の者が利用する駐車場を有する施設の管理者

(4) 今後のスケジュール

令和6年7月 施設設置管理者等に協力依頼

8月 県民向け広報開始

11月 制度開始

8 県立障害者支援施設等における虐待事案への対応状況について

社会福祉法人かながわ共同会が指定管理者である「愛名やまゆり園」及び社会福祉法人同愛会が運営する事業所における虐待事案の対応状況について報告する。

(1) 愛名やまゆり園における虐待事案の対応状況

ア 事案の概要

- (ア) 令和5年11月に発生した事案の概要
 - ・ 令和5年11月2日、生活支援員(30代男性)が利用者(20代男性)に対して蹴る、叩く、足をかけて転倒させるといった暴力行為で骨折させた。
 - ・ 11月10日、支給決定自治体から、身体的虐待にあたると認定され、改善指導が行われ、園は、改善計画書を提出した。
 - ・ 当該職員は事案発生当日に逮捕され、その後、起訴されている。
- (イ) 園と県本庁による点検で発覚した事案

園と県本庁で、他に不適切な支援がないか見守りカメラにより点検した結果、利用者を骨折させた元職員による次の3つの事案を確認した。この3事案について、支給決定自治体と警察に直ちに通報した。その後、支給決定自治体から虐待認定が行われた。また、横浜地方検察庁はこれら3事案を追加で起訴した。

- a 令和5年5月19日、トイレから廊下に出た利用者を押さえ込み、トイレに連れ込んだ。
- b 令和5年6月26日、床に座っていた利用者を足等で身体を強く押した。また、利用者の身体を足で強く押し続けた。さらに、利用者の臀部を蹴った。
- c 令和5年10月28日、立ち上がる利用者をソファーに押し付ける などした。さらに、居室に戻ろうとした利用者の顎を叩き、その 反動でドア枠に右目尻をぶつけ、裂傷を負わせた。
- (ウ) 令和5年12月に発生した事案の概要
 - ・ 令和5年12月16日の昼食時、職員(30代男性。上記とは別職員。) が居室内で食事介助を行っていた際に、利用者(50代男性)の食事 摂取が進まないことに苛立ち、威嚇のためにスプーンを振り上げ、 振り下ろしたところ、利用者の額に当たり負傷・出血した。
 - ・ 園は当該職員から報告を受け、ヒアリング調査で事実を確認し、 同日、支給決定自治体に、障害者虐待防止法に基づき通報した。

- ・ また、当該職員へのヒアリングを進める中で、他利用者のタンスから衣類を出して着ようとした利用者(40代男性)に対し、厳しい命令ロ調で制止したことを申し出たため、12月27日に支給決定自治体に障害者虐待防止法に基づき、追加で通報した。
- ・ 支給決定自治体は、前者については身体的虐待及び心理的虐待、 後者については心理的虐待にあたるとそれぞれ判断し、令和6年 2月2日に、同園に再発防止策の提出を求めた。
- (エ) 公判で証言のあった虐待が疑われる事案
 - ・ (ア)及び(イ)の事案に係る6月10日の公判で、被告人の元職員が、「自分の部署では半数程度の職員が虐待に関わっている。」などと証言したことを受け、新たに虐待が疑われる事案がないか、公判翌日から園職員へのヒアリング等の調査を実施している。

イ 対応状況

(ア) 県

- ・ 障害者総合支援法に基づく監査を実施した結果として、4月2 日付で、新規入所者の受け入れを6か月間(令和6年4月3日から同年10月2日)停止することを内容とした行政処分を行った。
- ・ また、指定管理基本協定に基づく随時モニタリングを実施した 結果として、4月4日付で、虐待が疑われる事案等への対応の徹 底、風通しの良い職場づくり、身体拘束ゼロ、利用者の目線に立 った取組といった視点で抜本的な見直しをするよう改善勧告を行 った。

(イ) 法人・園

- ・ 県による行政処分及び改善勧告を踏まえて、改善計画(第2次)を提出した。
- ・ この計画では、「形骸化・硬直化した法人運営・管理指導の改善」「虐待が疑われる事案等への対応の徹底」といった柱ごとに、 課題を洗い出し、具体的な改善事項を位置づけ、取り組んでいる。
- ・ 法人は、第三者委員会を設置し、当該委員により、職員へのヒアリング等が行われており、8月後半を目途に、調査状況が法人に報告される見込みである。

(2) 社会福祉法人同愛会が運営する事業所における虐待事案の対応状況 ア 事案の概要

令和4年11月に横浜市内の事業所で職員に他害行為を行った利用者

を制止のために職員が首あたりを圧迫するなどの行為と、令和5年8 月に同市内の別の事業所の職員が、利用者に複数回膝蹴りなどの暴力 を振るった行為が、横浜市から身体的虐待等と認定された。

イ 対応状況

- (ア) 第三者によるアンケート調査委員会の状況
 - ・ 調査委員会は、現在までに8回開催され、法人職員向けのアンケート結果(約1,150件)の検証、分析が続けられている。
 - 夏頃を目途に、同法人に提言が行われる見込みである。
- (イ) 再発防止に向けた新たな取組の状況
 - ・ 法人は、今年4月から支援力向上推進室を設置し、同室に勤務する職員が、各事業所を巡回し、ケース検討に加わりながら、支援力の向上に取り組んでいる。

9 県立中井やまゆり園における利用者支援等の改善について

令和5年7月末に策定した「県立中井やまゆり園当事者目線の支援アクションプラン~一人ひとりの人生を支援する~」(以下「アクションプラン」という。)に基づく利用者支援等の改善について報告する。

(1) アクションプランに基づく取組状況

ア 園と県本庁の取組

アクションプランに掲げる4つの柱ごとに取組を進めている。

- (ア) 人生に共感し、チームで支援する これまでどのような人生を歩んできたのか、生育歴から利用者の 人生を理解し共感するため、次の取組を進めている。
 - a 支援改善アドバイザーとのカンファレンスを通じた生育歴の理解と人となりシートの作成
 - ・ 利用者86名中53名のカンファレンスを実施(令和6年3月現在)
 - b 利用者本人と、園長をはじめとした園職員との面談を実施
 - 利用者69名の面談を実施(令和6年3月現在)
 - c モニタリング会議に利用者本人が参加
 - ・ 利用者45名が会議に参加(令和6年3月現在)

(イ) 暮らしをつくる

施設の中だけで完結していた暮らしから、当たり前に地域で活動 する暮らしに向け、次の取組を進めている。

- a 秦野駅前拠点「らっかせい」での活動の充実
 - ・ 花壇整備や公園清掃に加え、商店街でのリサイクル活動等の 開始
 - ・ 利用者実人数38名、延べ735名が参加(令和6年3月現在)
- b 近隣農家や他事業所との連携による、農作業を通じた地域連携 の取組
 - ・ 令和5年7月にキックオフミーティングを開催し、現在、地域の農地を活用し、3か所で農作業を実施
- c 園外の事業所への通所
 - ・ 体験利用を含め、利用者19名が通所(令和6年3月現在)
- (ウ) いのちを守る施設運営

利用者一人ひとりのいのちを守るという強い意識をもち、次の取組を進めている。

a 一人ひとりの利用者の健康状態の再アセスメントを実施

- ・ 健康診断結果を経年の推移で確認
- ・ 服用している薬の開始時期や目的を再確認
- ・ 食事リスクのある利用者のリストを作成
- b 園外の医療機関を受診し、園内では実施できない検査を積極的 に行い、体調不良の根本的な原因究明を実施
- (エ) 施設運営を支える仕組みの改善
 - a 利用者満足度調査を実施
 - b ICF(国際生活機能分類)を活用した研修を実施
 - c 職員の不安、悩み、ストレスを解消するための取組の一環として全職員を対象にしたアンケートを実施
 - d 他の民間施設ヘヒアリングを行い、人員配置体制等を検討

イ 取組実績

- (ア) 暮らしの変化
 - ・ 日中活動の充実を図ることで、居室施錠をはじめとする身体拘束は、県ホームページで公表を開始した令和2年12月に61件だったものから、令和6年3月に3件まで減少している。
 - ・ 全利用者の半数程度が「らっかせい」を利用したり、近隣農家 や他事業所との連携による農作業に取り組む等、地域の活動の場 に参加する利用者が広がっている。
 - ・ 園外の事業所へ通所した利用者数は昨年度の2倍になるなど、 日中活動の充実が進んでおり、園外の通所やグループホームの体 験利用を続けてきた2名はグループホームに移行した。
- (イ) 利用者の変化
 - ・ 園外での活動を重ね、地域の方々との交流を通して、笑顔が増えていたり、清掃活動で感謝されることで誇らしい表情をされたり、これまで見ることができなかった、いきいきとした表情が見られている。
 - ・ 他施設の利用者と一緒に清掃活動等に取り組むことで、普段よりも長時間、活動に参加されている等、仲間意識や活動への意欲の高まりが見られている。
 - ・ 農作業で収穫用のはさみを使えるようになった、活動場所まで バスで移動ができたなど、本人の新たな可能性が引き出されてい る。
- (ウ) 職員の変化
 - 園外で地域の方々と利用者と一緒に活動し、昼食を摂ることで、

利用者のいきいきとした表情を目の当たりにし、楽しさややりがいを持って支援にあたる等、意識の変化が現れてきた。

ウ 取組を進める中で気付いた課題への対応

(ア) 課題

- a 利用者の機能低下に関する課題
 - ・ 園の再整備(平成12年)で入所した20~30代の利用者が現在 40~50代の若さで歩行機能の低下により車椅子を利用するよう になった。
 - ・ 現在、車椅子を利用している利用者24名のうち、16名は、40~50代で、このうち9名は入所後に車椅子を利用するようになった。
- b 栄養に関する課題
 - ・ 低栄養が懸念される利用者は36人、食事形態に配慮が必要な 利用者は58人と食事リスクのある利用者が多い。
- c 医療に関する場面での課題
 - ・ 眼科検診で白内障の所見を受ける利用者は年々増加(令和4年度39人、令和5年度42人)しているが、受診して治療等をしている利用者は10名のみである。(令和5年8月現在)
 - ・ てんかん薬の処方にあたって、園では定期的に脳波検査をしているが、一部利用者は障害特性のため脳波検査を受けられないと職員が判断し、検査せずに服薬しているケースがある。
 - ・ 職員に健康管理に必要な知識が不十分で、日常の生活場面に おいて健康面の変化に気づくことができていなかった。

(イ) 課題への対応

- ・ 利用者の暮らしや意欲を奪ってきたという反省のもと、支援改善アドバイザーの指導を仰ぎながら、カンファレンスを通して、 利用者一人ひとりの人となりを理解して関わりを深めていく。
- ・ また、日々の暮らし、健康データ、定期健康診断の結果などから、職員が利用者の日々の変化に気付き、利用者本人が意欲を持って健康に暮らしていけるよう支援していく。
- ・ 全ての職員が利用者本人の持つ生きる意欲や健康を守るという 強い意識をもって、利用者の活動や社会参加を広げていくため、 利用者を主体とした地域づくりに取り組んでいく。

(2) アクションプランの見直し

アクションプランに基づく取組状況について、利用者家族への説明を 行うとともに、令和6年3月に開催した第2回「県立中井やまゆり園改 革アドバイザリー会議」(以下「アドバイザリー会議」という。)の意見 を踏まえ、アクションプランの見直しを行う。

ア 利用者家族からの意見(2月、4月)

<主な意見>

- ・ 家族会で要望して実施した、らっかせいの見学会や意思決定支援 の学習会は、今年度も引き続き実施してもらいたい。
- ・ アクションプランの取組は、利用者からみた進捗状況を教えても らいたい。
- アクションプランに基づく取組の中で、生育歴や人となりシート の作成に当たって、職員から過去のことを聞きたいと言われるが、 親の育て方が悪かったと指摘されるような印象を持ってしまうので、 事前に十分な説明をしてほしい。
- ・ 新年度になり、人事異動で職員が入れ替わっても、引き継ぎをしっかりとして、生育歴の理解を深めてほしい。また、徹底して事故のないように努めてほしい。

イ アドバイザリー会議からの意見(3月)

<主な意見>

- ・ 日中活動については、「らっかせい」に約半数が参加しており、残りの利用者は園内で日中活動を行っており、日中活動の充実が図られている。
- ・ 機械浴槽の検討等のハード面も含め、毎日入浴できるよう改善を 進める等、入浴や食事についても、利用者の暮らしを考えた生活環 境を整えていく必要がある。
- ・ 利用者満足度調査は、利用者の意思決定に関わる大切なものであ り、生育歴の理解を深めていくこと、単に職員が聞き取るのではな く、職員と利用者が話し合っていくこと等、丁寧に進めていく必要 がある。
- ・ 寮やホームの扉は依然として施錠されており、開錠を進めていく 必要がある。
- 虐待対応は、時間をかけずに迅速に調査をする必要がある。
- ・ 地域生活移行を進め、利用者が暮らしやすい施設規模にしていく

必要がある。

ウ アクションプランの見直し内容

アクションプランに掲げる4つの柱は継承し、次のとおり見直しを 行う(主な見直し箇所は別紙参照)。

- (ア) 利用者を主体とした地域づくり、職員が利用者への共感を深める 一層の取組ができるよう、令和6年度の重点事項を盛り込んだ。
- (イ) 利用者家族によるらっかせいの見学会や意思決定支援の学習会、 虐待が疑われる事案が発生した場合の迅速な対応の徹底等、新たな 取組を追加した。
- (ウ) 地方独立行政法人化に向けて、園内の修繕・改修箇所を洗い出し、 年度ごとの計画的な修繕や環境整備を進める取組を追加した。

(3) 今後について

- ・ 令和6年度の重点事項を中心に、引き続き、アクションプランに示したスケジュールに基づき、県本庁と園が一体となって具体的な取組を進めていく。
- ・ 令和6年9月頃と令和7年3月頃にアドバイザリー会議を開催し、 進捗状況を確認するとともに、必要に応じて、アクションプランを見 直す。
- ・ アクションプランの取組やその中で明らかになった課題については、 有識者や大学などと連携しながら、必要なデータや記録の収集を開始 するなど、地方独立行政法人化後に速やかに研究を始めるための準備 を進める。

<別添参考資料>

参考資料 「県立中井やまゆり園当事者目線の支援アクションプラン〜ー 人ひとりの人生を支援する〜(令和6年6月改定案)」

(アドバイザリー会議構成員一覧)

(50音順、敬称略)

氏名	所 属	区分
大川 貴志	社会福祉法人同愛会 支援力向上推進室	施設関係
小西 勉	ピープルファースト横浜 会長	当事者関係
佐藤 彰一 (議長)	國學院大学 名誉教授	学識関係
隅田 真弘	足柄上地区委託相談支援事業所相談支援センタ ー りあん ピアサポーターフレンズ	当事者関係
野崎 秀次	沙見台病院 小児科、児童精神科、 精神保健指定医 医師	医療関係
渡部 匡隆 (副議長)	国立大学法人横浜国立大学大学院 教育学研究科 教授	学識関係

※ 小川 陽委員(特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント 従事者ネットワーク理事)は、本人からの申し出により昨年度末で辞任。

(参考:アクションプランの主な見直し箇所(案))

新	旧
2 具体的な取組内容	2 具体的な取組内容
(略)	(略)
(2) 令和6年度の重点事項	
○ 当事者の声を園の運営に反映させる	
○ 利用者と職員の信頼関係に基づく暮	
<u>らしによる支援を行う</u>	
○ 利用者と職員が自分と自分の人生を	
見つめ合う支援を行う	
令和5年度、日中活動の充実として、利	
用者と職員が地域に出て、様々な方とふ	
れ合いながら地域の中で当たり前に暮ら	
せる環境づくりを進め、利用者の暮らし	
や職員の意識も変わり始めてきている。	
一方、寮単位や個々の職員単位で見た	
場合に、改善状況、支援に対する意識や支	
援技術にはばらつきがある状況があるた	
め、これまで以上に利用者が主体となり、	
職員が利用者への共感を深めていくこと	
ができるよう、取組を進めていく。	
何より、これまで利用者の暮らしや意 欲を奪ってきたという反省のもと、利用	
者一人ひとりの地域をつくり、暮らしを	
変えていくことを念頭に置いて、通過型	
施設としての支援を実践していく。	
さらに、利用者の暮らしに合わせた施	
設の環境整備等も進めていくことで、令	
和8年4月の地方独立行政法人化に向け	
た準備を行う。	
(3) 具体的な取組内容	(<u>2</u>) 具体的な取組内容
I 人生に共感し、チームで支援する	I 人生に共感し、チームで支援する
(チーム支援)	(チーム支援)
(略)	(略)
1-3 モニタリング会議に本人が参加し、本	1-3 モニタリング会議に本人が参加し、本
人が望む暮らしを相談支援事業所、支給決	人が望む暮らしを相談支援事業所、支給決
定市町村や家族等とともにチームで共有し、また、ご本人の意向を第一としたモニ	定市町村や家族等とともにチームで共有 し、また、ご本人の意向を第一としたモニ
タリング会議の充実、セルフプランの利用	し、また、こ本人の息向を第一としたモー タリング会議の充実
者に対する関係者との支援会議等につい	- クリング云磯の元美 <u></u> 等につい
ても検討する。	
	1-4 本人の望む暮らしを実現するため、具

新

体的な支援内容を盛り込んだ支援計画を 策定し、チームで支援する。なお、生育歴 や人生が分かるシートは家族を始め関係 者と共有する、職員向けの研修や意思決定 支援に関する研修に家族をはじめとした 関係者も参加する等、支援の方向性を共有 する。

(略)

(ガバナンス強化)

- 3-1 形骸化していた会議を統廃合し、課寮 長以上が参加する拡大幹部会議を組織と しての意思決定を行う会議体として、利用 者の情報を園内に共有することで、園の 職員が利用者全員に対して主体性をも ち、支援目標や直面している課題を理解 する。
- 3-2 業務の見直しや園内の応援体制を検討 し、上記会議や寮会議等に職員が参加でき る体制を構築する。
- 3-3 上記 会議に本庁職員も参加し、支 援の状況を共有する。

(略)

Ⅱ 暮らしをつくる

(略)

(利用者との関わり)

1-3 利用者や家族の目線に立ち、寮出入口、 ユニット出入口やトイレ、洗面の施錠につ いて、原則開錠に向けて取り組む。同様に、 水栓を閉じている箇所についても、開栓に 取り組むなど、生活環境の整備を推進する。 (略)

(地域づくり)

2-1 秦野駅前に設置した活動拠点(「らっ かせい」)を活用し、周辺地域の公園清掃 や花壇の手入れなどを行うなど、地域に根 差した活動を実施するとともに、近隣住民 との交流を図る。なお、家族をはじめとし た関係者の見学会を定期的に開催する等、 関係者の理解と協力を得ながら、取組を進 める。

(略)

(地域生活を実現するための検討)

6 重度訪問介護相当サービスの体験利用

旧

体的な支援内容を盛り込んだ支援計画を
策定し、チームで支援する。なお、
職員向けの研修
に家族をはじめとした
関係者も参加する等、支援の方向性を共有
する。

(略)

(ガバナンス強化)

3-1 生活状況連絡会議(課寮長定例会:仮 称)を新たに設け、

利用

者の情報を園内に共有することで、園の 職員が利用者全員に対して主体性をも ち、支援目標や直面している課題を理解 する。

3-2 上記連絡会議に本庁職員も参加し、支 援の状況を共有する。

(略)

Ⅱ 暮らしをつくる

(略)

(利用者との関わり)

1-3 利用者や家族の目線に立ち、 ユニット出入口やトイレ、洗面の施錠につ 取り組む。同様に、 水栓を閉じている箇所についても、開栓に 取り組むなど、生活環境の整備を推進する。 (略)

(地域づくり)

2-	-1	秦野駅	前に設置	した泪	計動拠点	([らっ
	カン	せい」)	を活用し	、周辺	2地域の	公園	清掃
	P	花壇のミ	F入れなと	ごを行	うなど、	地域	に根
	差	した活動	めを実施す	けると。	ともに、	近隣	住民
	と(の交流を	と図る。_				

(略)

(地域生活を実現するための検討)

6 地域で一人暮らしをしている実例の情

新

を提供した事業所に対する補助金の活用 を促し、利用者が施設に入所中であって も、在宅生活を体験し、地域生活のイメー ジを持つことができるよう支援する。

(略)

施設を居心地の良い環境に改善する

1-4 園内の修繕・改修箇所を洗い出し、年度ごとの計画的な修繕や環境整備を検討し、令和7年度までに、利用者が生活するにふさわしい環境を実現する。

(略)

地域での活動を具体的に実現するための当事者目線の事業計画・行事計画を利用者と一緒に作成する

1-3 アクションプランに基づく取組は事業 計画・行事計画において、誰がいつまでに 何をするか明確化する。

(略)

Ⅲ いのちを守る施設運営(日常の健康管理)

(略)

1-7 利用者の体調の変化や違和感を見逃さず、適切なタイミングで園内診療所の診察のほか園外受診へつなげる。なお、精神科等の診察時には、家族の希望に応じて同席・ 面談の機会を設ける。

(略)

1-8 利用者の命を守る取組にあたって、職員の関わりや暮らしづくりの重要性を園全体で認識するため、日中活動の充実等の利用者の暮らしの変化が利用者の健康状態や薬の減量等にどう影響したか、園内で共有する場を設ける。

(略)

(知的障がい者が適切に医療を受けられる 体制の検討)

5 知的障がい児・者の医療課題について、 医療、福祉両面から検討するための検討会 を立ち上げ、健康な状態における日々の健 康管理や利用者に係る入院時の対応等に ついて、課題を整理するとともに、対応策 を検討する。

(略)

旧

報を収集し、それに関わる市町村等と意見 交換を行いながら、施設入所中または地域 生活移行後に活用できる重度訪問介護等 の支援策を検討する。

(略)

施設を居心地	也の良い環境	に改善する
--------	--------	-------

(略)	
地域での活動を具体的に実現するが	とめの当
事者目線の事業計画・行事計画を利力	用者と一
緒に作成する	

(略)

Ⅲ いのちを守る施設運営 (日常の健康管理)

(略)

大田の赤Uの海毛はよりWと

	利用者の体調の変化や遅和感を見述さず、適切なタイミングで園内診療所の診察 のほか園外受診へつなげる。
-	
_	(略)
_	
_	
_	
-	
	(略)

(知的障がい者が適切に医療を受けられる 体制の検討)

- 5-1 利用者に係る入院時の対応等について、課題を整理する。
- <u>5-2</u> 民間施設における入院時の対応等について、情報収集する。
- 5-3 収集した課題等について、対応策を検 討する。

(略)

新	旧
虐待が疑われる事案や事故が発生した場合	虐待が疑われる事案や事故が発生した場合
の対応を徹底する	の対応を徹底する
1-2 虐待が疑われる事案や事故が発生した	
場合の対応について、対応方針を園と本庁	
それぞれで明確化にする。なお、明確化に	
あたっては、発生時の対応だけでなく、通	
報の有無にかかわらず、事実確認後に職員	
一人ひとりが利用者に身を重ね、利用者に	
対する思いと関わり方を振り返ることが	
<u>できるようにする。</u>	
1- <u>3</u> 人権を著しく侵害するような不適切な	1-2 人権を著しく侵害するような不適切な
支援及び虐待が疑われるような事案の発	支援及び虐待が疑われるような事案の発
生時においては、園長をトップとする園内	生時においては、園長をトップとする園内
検証チーム(本庁職員も参画)を組織し、	検証チーム(本庁職員も参画)を組織し、
事実確認、原因分析、再発防止を2週間以	事実確認、原因分析、再発防止を速やか
<u>内</u> に行う。	に行う。
(略)	(略)
IV 施設運営を支える仕組みの改善	IV 施設運営を支える仕組みの改善
(利用者満足度調査の仕組み)	(利用者満足度調査の仕組み)
1 園は、利用者一人ひとりの生育歴を踏ま	1
え、利用者と職員が対話をしながら、利用	
者満足度調査を実施する。本庁は、利用者	本庁は、利用者
満足度調査の調査項目や調査方法等を見	満足度調査の調査項目や調査方法等を見
直すにあたって、他の県立施設や民間施設	直すにあたって、他の県立施設や民間施設
の満足度調査の方法を情報収集し、園とと	の満足度調査の方法を情報収集し、
<u>もに</u> 利用者の意思が反映される具体的な	利用者の意思が反映される具体的な
方法を検討する。	方法を検討する。
(略)	(略)
<u>(園の方向性の共有)</u>	
2-1 これまでの園の運営や支援を、津久井	
やまゆり園事件、県立中井やまゆり園利用	
者支援外部調査委員会、死亡事案の検証等	
から遡って振り返り、園の現在の課題や改	-
<u>革の方向性について、園全体で共有する。</u>	
2-2 (略)	2-1 (略)
2- <u>3</u> (略)	2- <u>2</u> (略)
2-4 日々の支援を職員が振り返る時や迷っ	
た時、利用者とともに「当事者目線」に立	
ち返ることができる言葉(暮らしの理念) を利用者とともにつくる	

10 今後の県立障害者支援施設のあり方について

令和5年12月に策定した「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」(以下「方向性ビジョン」という。)の中で示した各県立障害者支援施設(以下「県立施設」という。)の方向性について、現在の取組状況を報告する。

(方向性ビジョンでの位置付け)

(1)県立施設として継続 地方独立行政法人による運営に移行する	中井やまゆり園
(2) 民間法人へ移譲 移譲に向けて、利用者や家族、現指定管理者(指定管理施 設のみ)の意向も踏まえながら、移譲の時期、相手先や条件 の検討を進め、調整がついた施設から順次、移譲していく。	さがみ緑風園 厚木精華園 三浦しらとり園
(3)引き続き方向性を検討 指定管理や施設の再整備の状況を踏まえて、引き続き検 討していく。	芹が谷やまゆり園 津久井やまゆり園 愛名やまゆり園

(1) 県立施設として継続する施設

ア 中井やまゆり園

令和8年4月に新たな地方独立行政法人(以下「法人」という。) を設立し、同時に中井やまゆり園を同法人による運営に移行すること を目指している。

(ア) 検討状況

- a 法人制度
 - ・ 法人組織の基本となる定款(法人の名称、目的、業務の範囲等)の検討を進めている。
- b 組織体制
 - ・ 法人が障害者の地域での暮らしを支えるため事業者や住民と 連携して、地域づくりに取り組むとともに、当事者目線の支援 による利用者の行動変化などを現場職員自ら研究し、その成果 を実践する組織体制の検討を進めている。
- c 人事・給与制度
 - ・ 法人の人事・給与制度及びプロパー職員の採用計画、県職員 の派遣体制等の検討を進めている。
- d 財務・会計制度
 - ・ 法人の財務・会計制度、法人に出資する財産の整理等の検討を進めている。
- e 情報システム

・ 情報システム基本構想・計画、ネットワーク環境等の検討を 進めている。

f 福祉科学研究·人材育成

- ・ 有識者が構成員となる福祉科学検討会を令和6年6月6日に 開催し、研究テーマや体制、人材育成の内容等の検討を進めて いる。
- ・ 研究に必要な外部資金等(国・民間企業等)の活用の検討を 進めている。
- ・ 虐待事案の検討等をテーマとした福祉倫理の議論を、県立施 設の人材育成の取組として進めていく予定である。

(イ) 推進体制

- ・ 遅滞なく法人設立準備を進めるため、検討内容ごとの推進体制を福祉子どもみらい局内に設置し推進している。
- ・ 法人設立準備に専門的知識及び経験を有する事業者に、助言 や情報提供などの支援業務を委託している。
- (ウ) 今後のスケジュール

令和6年12月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に定款素案を 報告

令和7年2月 第1回県議会定例会に定款案を提出

令和7年度中 県議会に中期目標案等を提出 総務大臣による法人設立認可

令和8年4月 法人の設立

(2) 民間法人への移譲を検討する施設

ア さがみ緑風園

(ア) 現状

- ・ 平成14年の開設時は定員160名の大規模施設であったが、入所者の減少が続き、現在の入所者数は35名(定員50名)である。
- ・ このため、2階建ての建物のうち居住フロアとして使用しているのは、2階の一部だけとなっている。
- ・ 最重度の身体障害者用の施設として、民間施設に比べて広く、 ゆとりを持ったつくりの建物であり、維持・管理費がかかる。

(イ) 検討状況

- ・ 築21年が経過し、老朽化により修繕が必要な箇所も生じている ため、民間移譲後の運営コストを試算している。
- ・ 建物の使用していない1階(事務室を除く)部分と2階の一部

の活用方法について、関係者から意見を伺いながら検討を進める。

イ 厚木精華園

(ア) 現状

- ・ 市街地から離れた立地であり、園外での日中活動の機会や地域 との交流の場が少ない状況である。また、高齢の知的障害者支援 のモデル施設であったことから高齢者が多く、地域生活移行が進 んでいない。
- 隣接地は土砂災害特別警戒区域に指定されている。
- ・ 建物は築29年が経過し、定員112名の大規模施設で、2人部屋 が中心の多床室となっている。
- 指定管理は令和7年度までであり、今年中に、令和8年度以降 の運営方針を示す必要がある。

(4) 検討状況

利用者一人ひとりの希望に応じた暮らしのあり方や、安全性の観点から、民間移譲に向けた課題への対応について、利用者や家族、関係者などから意見を伺いながら検討を進める。

ウ 三浦しらとり園

(ア) 現状

- ・ 知的障害児と知的障害者の複合施設である。
- ・ 建物は築41年が経過し、児者あわせて定員152名の大規模施設で、多床室が中心となっており、老朽化が進んでいることから、 再整備が必要となっている。

(4) 検討状況

再整備にあたっては、移譲条件を含め、将来的にどのような施設のあり方がふさわしいか、検討を進める。

(3) 引き続き方向性を検討する施設

ア 芹が谷やまゆり園及び津久井やまゆり園

(ア) 現状

- 両園ともに建物は小規模ユニット施設として整備されている。
- ・ 園外に日中活動の拠点を設置し、又は設置する計画があるなど、 積極的に地域生活移行に取り組もうとしている。

(4) 検討状況

両園とも指定期間が令和9年度までであり、利用者や家族、関係

者などからしつかりと意見を伺いながら、遅くとも令和8年中には 方向性を示せるよう検討を進める。

イ 愛名やまゆり園

(ア) 現状

- ・ 県全域からアクセスがしやすく、障害福祉サービス事業所をは じめ、地域資源が豊富な県央地域に立地している。
- ・ 建物は築38年が経過し、定員120名の大規模施設で、4人部屋 が中心の多床室となっており、老朽化が進んでいることから、再 整備が必要となっている。
- ・ 指定管理は令和7年度までであり、今年中に、令和8年度以降 の運営方針を示す必要がある。

(4) 検討状況

- ・ 県立施設として存続し、中井やまゆり園とともに、地方独立行 政法人が一体的に運営することを視野に入れて、今後、利用者や 家族、関係者などに意見を伺いながら、検討を進める。
- 現在の大規模施設を再整備するにあたっては、将来的に、利用者の方々が地域に溶け込んで暮らせるようにするためには、どのようなあり方がふさわしいか、外部有識者等の意見を伺いながら、検討を進める。

(参考:県立施設の概要)

施設名 (所在地)	管理方法	主な対象	定員	築年数 (部屋)
中井やまゆり園 (中井町)	直営	知的障害者	140人	築24年 (個室・多床室)
さがみ緑風園 (相模原市南区)	直営	身体障害者	50人	築21年 (個室中心)
芹が谷やまゆり園 (横浜市港南区)	指定管理	知的障害者	66人	築 2 年 (個室)
津久井やまゆり園 (相模原市緑区)	指定管理	知的障害者	66人	築 2 年 (個室)
愛名やまゆり園 (厚木市)	指定管理	知的障害者	120人	築38年 (多床室中心)
厚木精華園 (厚木市)	指定管理	知的障害者	112人	築29年 (多床室中心)
三浦しらとり園 (横須賀市)	指定管理	知的障害児 知的障害者	40人 112人	築41年 (多床室中心)

11 株式会社恵が運営するグループホームの指定取消に係る連座制の適用について

株式会社恵が運営するグループホーム(以下「GH」という。)について、食材料費の過大徴収等に関連して、令和6年6月26日に、愛知県と名古屋市が指定取消を行った。

このことに伴い、厚生労働省から、都道府県等に対して、株式会社恵について、障害者総合支援法(以下「法」という。)に基づく、連座制を適用する旨の通知があったので、報告する。

(1) 愛知県及び名古屋市の処分内容等

ア 指定取消

愛知県 1事業所、名古屋市 4事業所

イ 処分をする理由

- (ア) 人格尊重義務違反(食材料費の過大徴収)
- (イ) 不正請求

ウ 法に基づく連座制の適用について(厚生労働省)

愛知県及び名古屋市の指定取消により、厚生労働省は法に基づき、 連座制を適用すると判断したことから、株式会社恵は、GHの指定更 新を行うことができなくなる。

(2) 県所管域のGHへの影響

次表のGHについて、更新時期以降、運営ができなくなる。

指定年月	事業所名	定員	更新時期
R 3. 9. 1	ふわふわ茅ヶ崎	20名	R 9. 9. 1
R 3.12.1	ふわふわ藤沢	20名	R 9.12. 1
R 4. 3. 1	ふわふわ平塚	20名	R10. 3. 1

(参考) 県所管域以外のGH

川崎市 ふわふわ川崎高津 更新時期 R 9.2.1 相模原市 ふわふわ緑区相原 更新時期 R11.7.1 " ふわふわ中央区共和 更新時期 R11.2.1 " ふわふわ緑区下九沢 更新時期 R10.4.1

(3) 県による対応

- ・ 県所管域にある3カ所のGHについて監査を実施中である。
- ・ GHの利用者の安全の確保について、市町村との協議の場を設定するとともに、GHへの指導を強化する。
- ・ 市町村と連携し、利用者や家族の相談対応等を行う。